

諸外国における在住外国人に対する言語学習制度の状況調査

調査国名	オーストラリア
事務所名	シドニー事務所
記入者名	岡崎 昭子
メールアドレス	okazaki@jlgc.org.au

【基本的な情報について】

設問1 貴国内の人口数等について記載してください。

- ・国内の総人口数 25,697,000 人 (2020年6月末時点)
- ・国内の在住外国人数 (海外出生者数) 7,654,000 人 (2020年6月末時点)

総人口に占める在住外国人 (海外出生者) 数 29.8%

【在住外国人に対する公的な言語学習制度について】

設問2 在住外国人に対する自国語 (移住先の言語) の公的な言語学習制度 (以下「言語学習制度」という) はありますか。

- ある → 設問3にお進みください
- ない → 設問13にお進みください

設問3 在住外国人に対して、言語学習制度を受けることを義務化していますか。
例えば、永住許可の条件としている場合など、一定の条件を化している場合は「3 その他」にその内容をご記入ください。

- 義務
- 任意
- その他 (以下に御記入ください)

設問4 言語学習制度の実施主体についてお答えください。(複数選択可)

- 国 (AMEP (Adult Migrant English Program) を実施)
- 州 (AMEPを提供する公立の専門学校を管轄・運営)
- 地方自治体
- その他 (以下に御記入ください)

英語学校や移民支援組織がAMEPによる英語学習機会を提供。

設問5 言語学習制度の運営主体についてお答えください。(複数選択可)

- 公立の語学学校
- 民間の語学学校 (国等から委託等)
- その他 (以下に御記入ください)

移民支援組織

設問6 言語学習制度の財政負担者についてお答えください。(複数選択可)

- 国
- 州
- 地方自治体
- その他 (以下に御記入ください)

設問7 言語学習制度の受講対象者についてお答えください。(複数選択可)

- 就学後の成人
 - 就学後の未成年
 - 就学中の学生
 - 就学前の子ども
 - その他 (以下に御記入ください)
- } 設問9にお進みください
- 設問8にお進みください
- 設問9にお進みください

設問8 設問7で「就学前の子ども」を選択した方にお聞きします。就学前の子どもに対する具体的な取組内容を以下に御記入ください。

設問9 言語学習制度の総学習時間(又は上限時間)についてお答えください。

以前は総計510時間の上限があったが、2021年4月19日からは無制限となっている。

設問10 言語学習制度の中で、学習レベルの目標設定や求める水準はありますか。

- ある (具体的な内容を以下に御記入ください)

就業や日常生活に必要な技術の習得及びコミュニティへの参加を可能とすること。

- ない

設問11 言語学習制度の受講者の受講料負担はありますか。

- ある (具体的な内容を以下に御記入ください)

- ない

設問12 言語学習制度の授業形態についてお答えください。（複数選択可）

- 対面授業
- オンライン授業
- その他（以下に御記入ください）

設問13 言語学習制度の講師になるための資格（又は要件）はありますか。

- ある（具体的な資格名（又は要件）を以下に御記入ください）

右記の3つが必要。オーストラリアにおける学士号又はそれに相当するもの、学士号がTESOL (Teaching English to Speakers of Other Languages) 専攻でない場合はTESOL修士号（従事するカリキュラムによっては、免除可能な場合あり）、教育実習（従事するカリキュラムによっては、60時間以上）。

- ない（主にどのような方が講師を担っているか以下に御記入ください）

設問14 言語学習制度にボランティアが関わることはありますか。

- ある（ボランティアが担っている主な役割を以下に御記入ください）

連邦政府による15時間のトレーニングコースを受講したボランティアチューターが、一般的にマンツーマンの英会話レッスンを提供したり、資格を持った教師の授業の補助を行っている。

- ない

設問15 言語学習制度、又はそれ以外の制度の中で、在住外国人に対して市民教育オリエンテーション（国の概要、社会慣習等）を実施していますか。

- 言語学習制度の中で実施している（主な内容、学習期間（時間）を以下に御記入ください）

オーストラリアが重視する価値、文化、法律などオーストラリア社会に関する知識（具体的には、教育システム、医療制度、交通システム等）を提供。時間数は受講者のニーズによる。

- 言語学習制度以外の制度で実施している（実施主体、主な内容、学習期間（時間）を以下に御記入ください）

連邦政府が資金援助を行い、非営利組織等が移民の定住支援を行うSettlement Engagement and Transition Support (SETS) Programが実施されている。当該プログラムは個人向け支援とコミュニティ向け支援の2本立てとなっており、2019年1月から2022年6月までの間に78団体が個人の特性に応じて、教育、被雇用支援、定住支援等を行い、2019年7月から2022年6月までの間に24団体が定住に資するコミュニティの育成に取り組み、それぞれ資金援助を受けた。

- ない

【在住外国人に対する公的以外の言語学習制度について】

設問16 在住外国人に対する公的ではない自国語（移住先の言語）の言語学習は主にどこで行われていますか。（複数選択可）

- 大学
- 民間の語学学校（専門学校等）
- 企業
- 地域の語学教室（主な運営主体を以下に御記入ください）

ボランティア

- その他（以下に御記入ください）

設問17 公的ではない言語学習に対して、国や州等から補助金等の財政支援は行われていますか。

- 財政支援がある（具体的な支援の内容を以下に御記入ください）

連邦政府が資金援助を行い非営利組織等が移民の定住支援を行うSettlement Engagement and Transition Support (SETS) Programを地域の英語教室も活用することができる。

- 財政支援がない

設問18 公的ではない言語学習に対して、国や州等が財政支援以外の支援は行われていますか。

- ある（具体的な支援の内容を以下に御記入ください）

図書館やコミュニティセンター等、開催場所を提供。

- ない

【就学中の在住外国人の学生に対する取組について】

設問19 就学中の学生に対して、学校内で特別な言語教育の支援を行っていますか。

- 子どもの学校編入準備コースがある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下に御記入ください）

ニューサウスウェールズ州では、初等教育課程においては補助教員が授業中に個別に支援し、授業内容が高度化する中等教育課程においては入学前にIntensive English Centre等で集中的に英語力を伸ばすことができる。

- 子どもの補習校（母語での補修クラス）がある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下に御記入ください）

- 実施していない

- その他（以下に御記入ください）

【在住外国人に対する企業での取組について】

設問20 在住外国人を雇用する企業に対して、雇用する外国人に対する言語学習の義務はありますか。

- ある

- ない

- 義務ではないが、実施する場合支援を行っている。（支援内容を以下に御記入ください）

連邦政府に承認された教育機関が、企業からの依頼を受け、英語教育を含め職場でのスキルアップ機会を提供する際に活用できるThe Foundation Skills for Your Future Programという制度があり、永住権を有する従業員等の英語教育等に活用することができる。

- その他（以下に御記入ください）

設問は以上です。お忙しいところ御協力ありがとうございました。